

損害賠償額の決定に関する急決専決処分報告について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成26年2月14日

大阪市長 橋 下 徹

決定の時期、金額及び被害者	事 件 概 要
平成25年12月20日 見舞金 15,401,628円 医療費 13,282,108円 楠本 久美子 2,119,520円 55歳	平成24年6月5日午後1時50分ごろ、東住吉区照ヶ丘矢田3丁目3番23号先交差点において、本市職員秋山忠宏の運転するじん芥自動車（スクーター）が左折の際、左方道路から進行してきた自転車と接触し、その衝撃で同車に乗っていた被害者が路上に転倒し、同じん芥自動車の左前輪に右下肢をひかれて負傷したものである。 同人は、右下肢挫滅創のため約10箇月にわたり入院及び通院治療を続けたが、右下肢に機能障害等を残した。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略